

最高裁秘書第5836号

令和元年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和元年9月24日付け（同月25日受付、第014299号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年度（第72期）司法修習生考試応試心得（片面で11枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成 30 年度（第 72 期）司法修習生考試応試心得

司法修習生考試委員会

応試者は、事前にこの応試心得を熟読し、記載されている事項について最高裁判所及び司法研修所事務局に照会することのないよう注意すること。

第 1 考試日程

1 日時及び考試科目（全科目受験する。）

実施年月日	考試科目	着席時刻	考試時間
令和元年 11 月 20 日（水）	民事裁判	9 時 45 分	
〃 11 月 21 日（木）	刑事弁護	9 時 45 分	答案起案時間：6 時間 25 分 10 時 20 分から 12 時まで
〃 11 月 22 日（金）	刑事裁判	9 時 45 分	及び
〃 11 月 25 日（月）	検 察	9 時 45 分	13 時から 17 時 45 分まで
〃 11 月 26 日（火）	民事弁護	9 時 45 分	答案綴り込み時間：5 分

2 昼食時間

12 時から 13 時までの 1 時間

なお、昼食時間中の答案起案を認める。

3 会場

実務修習地が大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山以外の司法修習生	司法研修所
再受験希望者	
実務修習地が大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山である司法修習生	新梅田研修センター 大阪市福島区福島 6 丁目 22 番 20 号

第2 重要事項

考試時間（各科目6時間30分）は、答案起案時間（6時間25分）及び答案綴り込み時間（5分）で構成される。答案起案は、答案起案時間中のみ可能であり、答案綴り込み時間中の答案起案は不正行為に該当する。

また、答案は、試験監督者による答案綴り込み時間終了宣言時に、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみ有効なものとして回収する。

第3 不正行為

次に掲げる行為は不正行為とみなす。

不正行為を行った者については、当該考試日における応試の中止や、答案を無効とすることがある。

- 1 他の応試者の答案を閲読し、又は故意に他の応試者に同様の閲読をさせること
- 2 口頭又はメモで他者から答案作成の参考となる情報を得、又は他の応試者にそのような情報を与えること
- 3 携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機器を用いて、答案作成の参考となる情報を得、又は他の応試者にそのような情報を与えること
- 4 当該行為を禁止し、当該行為を行った場合は不正行為とみなす旨の事前の告知（本書面による告知を含む。）があったにもかかわらず、以下の(1)ないし(3)の行為を行うこと
 - (1) 応試者相互で談話をすること
 - (2) 携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機器を所持すること
 - (3) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又は故意に他の応試者に同様の閲読をさせること
- 5 以下の(1)ないし(4)の行為を行い、試験官又は係員が当該行為を中止するよう警告を与えても直ちに当該行為を中止しないこと
 - (1) 所定の試験時間終了後も答案を作成すること

※ 考試時間は、答案起案時間と答案綴り込み時間から構成されるが、前者の時間終了後に答案起案を行うこと及び後者の時間終了後に答案綴り込みを行うことはできない。

 - (2) 所定の試験時間中に所定の筆記用具以外の私物を使用すること
 - (3) 許可を受けずにエレベーターを使用すること
 - (4) 第5の5の(1)で指定する立ち入り禁止場所へ立ち入ること
- 6 1ないし5に類する行為で、考試の公正を害するおそれのある行為を行うこと

第4 持参する物

- 1 受験票
- 2 筆記用具等

考試時間中、机上に置いて使用できる私物は以下のとおり

(鞄の中にあるものを取り出す場合は、必ず挙手の上、試験室係員に申し出る。)

答案起案に使用するペン	<p>黒インクのペン (ボールペン、サインペン及び万年筆を含む。)</p> <p>※ ボトルインク（インク壺）は使用不可</p> <p>※ インクがプラスチック製消しゴム等で消せるペンは使用不可</p>
草稿用等の筆記用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ペン類（黒以外のペンやマーカーも可） ・鉛筆、色鉛筆 ・消しゴム、定規
時計	<p>時計機能のみ使用できる。</p> <p>※ あらかじめ、アラーム機能は切っておく。</p> <p>※ ストップウォッチ及び時計のストップウォッチ機能・タイマー機能は使用不可</p>
身の回り品	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒具、カイロ ・薬（注射により摂取するものを除く。） ・冷却シート、湿布（体に貼り付けるもので、匂いが他の応試者の迷惑にならないもの）、生理用品 ・リップクリーム、ハンドクリーム（匂いが他の応試者の迷惑にならないもの） ・クッション、座布団、腰当て ・スリッパ、マスク、指サック、手首サポートー ・ハンカチ、ミニタオル ・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ ・耳栓（係員等の指示が聞こえるよう留意すること。） ・拡大鏡（虫眼鏡）

●上記以外の一切の私物の使用を禁止する。

※ 筆箱、電子辞書、修正液、下敷き、私物の付箋、クリップ、ステープラ、扇子、うちわ、手袋等の使用も認めない。

※ これらの私物を持参した場合は、着席時刻までに全て鞄の中にしまう。

●通信機器等（携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機能を有する電子機器）については、試験室への持込みを禁止する。

※ 通信機器等を持参した場合は、各試験室係員が預かるのでその指示に従う。

3 昼食等

(1) 昼食について

各考試日とも持参すること。昼食のために外出することはできない。

(2) 昼食以外に持込可能な飲食物

- ・あめ、ガム、栄養調整食品等の簡易に摂取可能で、匂いや音等が他の応試者の迷惑にならない食品

- ・ペットボトル、水筒等の開栓後に再度の密閉が可能な飲物

※ 机上には飲物を合計2本まで置くことができる（各1.0リットル以下）。

※ 蓋付きでない缶飲料、チルドカップ、紙パック等の開封後に密閉できない飲物は、昼食時間も含めて持ち込むことはできない。

第5 応試要領

1 試験室

会場ごとの考試試験室配置図（8ページ及び11ページ）のとおり

2 着席場所

別途配布する考試受験票記載のとおり

3 貸与資料

考試の全科目において、『デイリー六法 平成31年版（三省堂発行）』を貸与する。

4 試験室への入室等

会場ごとの注意事項（7ページ及び9ページ）記載のとおり

5 考試期間中の注意事項

(1) 応試者は、考試期間中、会場ごとの考試試験室配置図（8ページ及び11ページ）で示した場所のほか、立入禁止と表示された区域に立ち入ってはならない。また、締め切られた出入口及び利用が禁止された階段を通行してはならない。

(2) 応試者は、考試期間中、エレベーターを使用してはならない（特例措置（第6参照）が認められた者を除く。）。

6 考試時間中（着席時刻から退出の指示があるまでの間）の注意事項

(1) 試験室の内外を問わず、応試者相互の談話を一切禁止する。トイレや喫煙場所で声を掛け合うなどの行為も絶対にしないこと。

(2) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又はそれらを故意に他の応試者に閲読させてはならない。

(3) 試験室係員に無断で試験室から退出してはならない。

※ トイレや、喫煙許可（第6参照）を受けた者が喫煙のために途中退出する場合も、举手し、試験室係員に申し出た上で退出すること。

(4) 昼食等のための外出並びに会場内の食堂、売店及び自動販売機の使用は禁止する。

(5) 自席以外での飲食は禁止する。昼食のほか、持込みが認められた飲物等についても同様である。

7 着席時刻から考試開始までの注意事項

(1) 着席時刻は、必ず遵守する。遅刻した場合は、当日の考試に応試させないことがあるから十分注意すること。

- (2) 着席時刻になると、試験監督者から応試に当たっての注意事項を説明するので、特段の事情がない限り、試験室からの退出を認めない。
- (3) 注意事項の説明中に、試験室係員が、答案表紙、答案用紙、草稿用紙、考試記録、デイリーワークス（2色）を配布するが、試験監督者から指示があるまで答案表紙等に触れたり記入したりしてはならない。
- (4) 問題用紙配布後、考試開始の合図があるまで、問題用紙に触れてはならない。

8 答案作成（答案起案及び答案綴り込み）に関する注意事項

（1）答案起案について

- ア 配布した問題、考試記録、デイリーワークス等を試験室外に持ち出さない。
 - イ 配布した問題及び考試記録には書き込みをしてもよいが、デイリーワークスは一切の書き込み等を禁止する。
 - ウ 答案は、特に指示のあった場合を除き、1行おきに記載する。
 - エ 答案のページ数は、全ての答案用紙のページ数記入欄に、通し番号で記載する。
 - オ 不正行為の誤解を受けないよう、配布した問題、答案用紙及び使用が認められた筆記用具等は、各自の机上に置くこととし、机の中にしまったり、机脇の通路上や鞄の上に置いたりしてはならない。
- ※ デイリーワークスのケースは、机の中又は下に置くよう指示されるので、これに従うこと。
- カ 答案用紙、草稿用紙及び付箋が不足した場合は、試験室係員に申し出ること。
 - キ 答案表紙及び答案用紙に、使用が認められたもの以外の筆記用具で記載し、又は指示された以外の箇所に必要事項以外の記載（応試者の氏名等）をした場合、答案が無効とされることがある。
 - ク 途中退出を認める旨の告知があった後は、答案起案時間終了前であっても答案を提出することができる。途中退出を希望する場合には、隨時試験室係員に申し出て、綴りひも（1本）の交付を受け、答案綴り込みを終了させた上、答案、考試記録等配布したものを全部所定の場所に提出した上で、退出する。
- ただし、答案起案終了時刻15分前以降は、（すでに綴りひもの交付を受けた場合であっても）答案の提出を認めない。
- ケ 答案起案時間終了の合図があったら、直ちに答案起案を終了し、試験監督者の指示に従って机上の筆記用具をすべて鞄等にしまう。答案起案時間終了宣言後の答案起案（ページ数等の記載を含む。）は、一切禁止する。

（2）答案綴り込みについて

- ア 答案起案時間終了宣言後、応試者の机上の筆記用具がすべて鞄等にしまわれたことが確認された後、試験室係員が綴りひも（1本）を配布するが、試験監督者から指示があるまで綴りひもに触れてはならない。
- イ （アの後の）答案綴り込み時間（5分間）の開始及び終了は、試験監督者の指示に従う。答案綴り込み時間中の途中退出は認めない。
- ウ アで配布された綴りひもを使用し、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないように結ぶことまで完了しているもののみ有効答案として回収する。

答案綴り込み時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み、綴り直し、挟み込み等は、一切認めない。

※ 提出する答案の綴り込みの順序と答案用紙のページ数の記入欄の記載が異なっても、答案起案時間終了宣言後に答案用紙のページ数の記入欄を訂正することはできない。

工 答案綴り込み時間終了宣言後は、試験監督者の指示に従い、答案、考試記録等配布したもの全部を提出する。試験監督者が全員の答案等を回収し、退出の指示をするまで自席で待機する。

9 試験室からの退出等

会場ごとの注意事項（7ページ及び9ページ）記載のとおり
なお、途中退出した場合も同様である。

10 その他の注意事項

- (1) 応試に当たっては、この応試心得によるほか、試験監督者等の指示に従う。
- (2) 考試期間中は、試験室への物品の搬入等を行う係員の進路を妨げない。
- (3) 考試期間中に気分が悪くなった場合には、係員に申し出てその指示に従う。
- (4) 各考試日とも軽装（常識の範囲内の服装。例えば、上着及びネクタイを外すこと等）で受験して差し支えない。
- (5) 病気又は事故により、応試できなくなった場合や、着席時刻に遅れる又はそのおそれがある場合等は、速やかに司法修習生考試委員会庶務担当に届け出る。
- (6) 連絡先は、会場ごとの注意事項（7ページ及び9ページ）記載のとおり
考試期間中の家族等との緊急の連絡については、考試事務室において取り次ぐ。

第6 考試における特例措置及び喫煙の届出について

考試期間中の特例措置及び着席時刻から退出指示があるまでの間の喫煙については、別途配布される「平成30年度（第72期）司法修習生考試における受験票配布及び特例措置について（事務連絡）」を参照する。

なお、喫煙場所は、司法研修所は西館3階テラス又は西館1階中庭北側部分、新梅田研修センターは外階段の3階と4階の間の踊り場である（会場ごとの考試試験室配置図参照）。

第7 考試不合格の場合の手続について

1 考試不合格となった場合、裁判所法第68条第1項及び司法修習生に関する規則第17条第1項第1号により罷免となる。

2 考試再受験のための再採用については、以下の運用を前提として取り扱われる。

「 考試は、原則として、連続して3回まで受験することができる。

ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、考試の全部又は一部を受験することができなかつた場合には、当該考試については、受験回数として数えないものとすることができる。」

注意事項（司法研修所）

1 中講堂は考試事務室とするので、その付近では立ち止まらず、速やかに通行すること。

2 試験室への入室等

登 庁 時 刻	8時30分以降
西館への入場経路	西館東側玄関又は1階連絡通路から入場する。 2～4階の連絡通路を通って入場することはできない。
待 機 場 所	大講堂（座席は前から順番に詰めて座ること。飲食禁止） 大講堂前ホワイエ 大講堂脇の通路 西館エレベーター前の階段 2～4階のエレベーター前ホール又はラウンジ ※ 西館エレベーター前の階段以外の階段を使用することはできない。 ※ 試験室準備のため、試験室への入室及び試験室前廊下での待機は認めない。
試 験 室 へ の 入 室 可 能 時 刻	9時30分 西館の階段を利用して各試験室に入室すること。 ※ 9時30分以降は全ての階段を利用できる。 ※ 9時45分以降はラウンジ及び個人用ロッカー設置場所への立入りを禁止する。
着 席 時 刻	9時45分 ※ 遅刻した場合、当日の考試に応試させないことがある。

3 試験室からの退出等

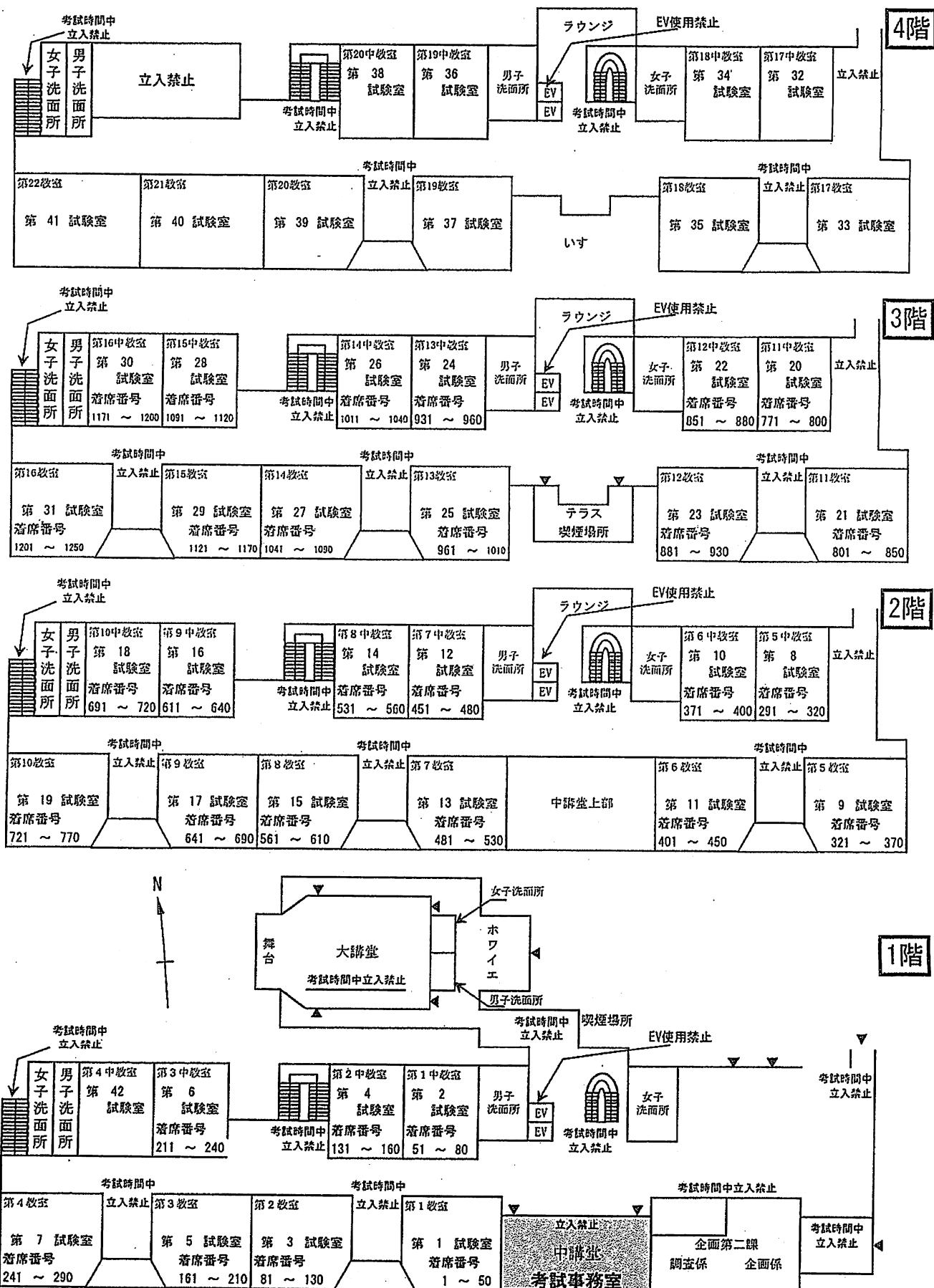
各試験室から西館の階段を利用して1階に降り、速やかに退出する。1階ロビー等にとどまらずに、静かに西館から退出すること。

※ 2～4階の連絡通路を通って西館から退出することはできない。

4 欠席・遅刻する場合の連絡先

考試期間前	最高裁判所事務総局人事局任用課試験係 03(3264)8111(内線3323・3386)
考試期間中	司法研修所内考試事務室 [REDACTED]

考試試験室配置図(司法研修所西館)



※本図中の「考試時間中」は、「着席時刻から退出の指示があるまで」の意味

※試験室は、当日、会場で確認すること。

注意事項（新梅田研修センター）

1 所在地・電話番号

〒553-0003 大阪市福島区福島6丁目22番20号

06 (4796) 3371

※ アクセス案内以外の問い合わせには応じることはできない。考試に関する問い合わせ及び連絡は、6の連絡先に電話をかけること。

※ 試験室の下見にも応じることはできない。

2 考試期間中、JR大阪駅と新梅田研修センターとの間の無料直通シャトルバスを利用してはならない。

3 4階404ホールは考試事務室とするので、その付近には近付かないこと。

4 試験室への入室等

会場入場時刻	8時30分以降
待機場所	1階ロビー 2~4階の各試験室前廊下 ※ 試験室準備のため、試験室への入室は認めない。
試験室への入室可能時刻	9時30分
着席時刻	9時45分 ※ 遅刻した場合、当日の考試に応試させないことがある。

5 試験室からの退出等

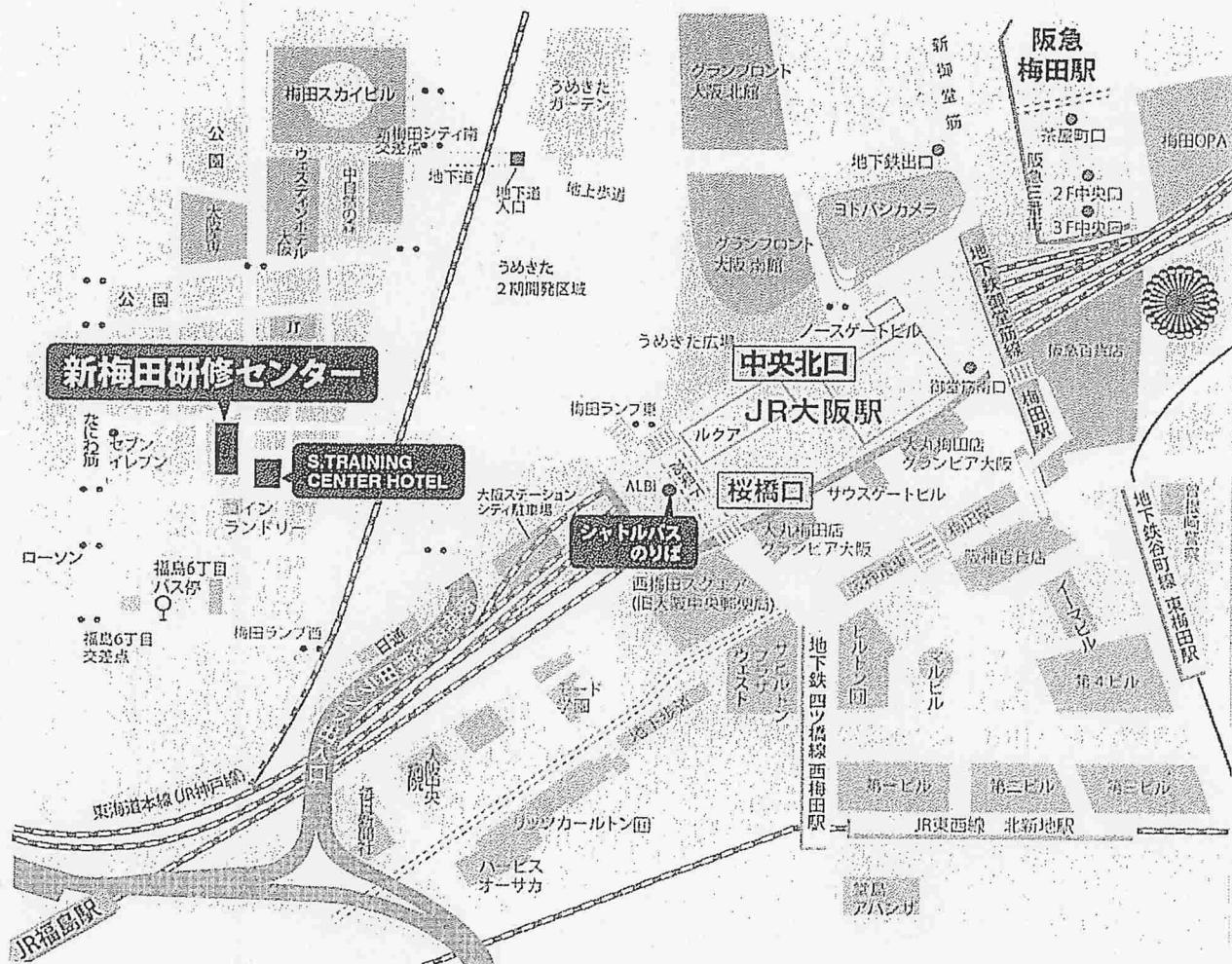
各試験室から階段を利用して1階に降り、速やかに建物から退出する。

※ 会場付近は住宅街であるから、退出後に会場及びその周辺にとどまって近隣に迷惑をかけることがないよう、速やかに解散すること。

6 欠席・遅刻する場合等の連絡先

考試期間前	最高裁判所事務総局人事局任用課試験係 03 (3264) 8111 (内線3323・3386)
考試期間中	新梅田研修センター内考試事務室 [REDACTED]

新梅田研修センターへのアクセス

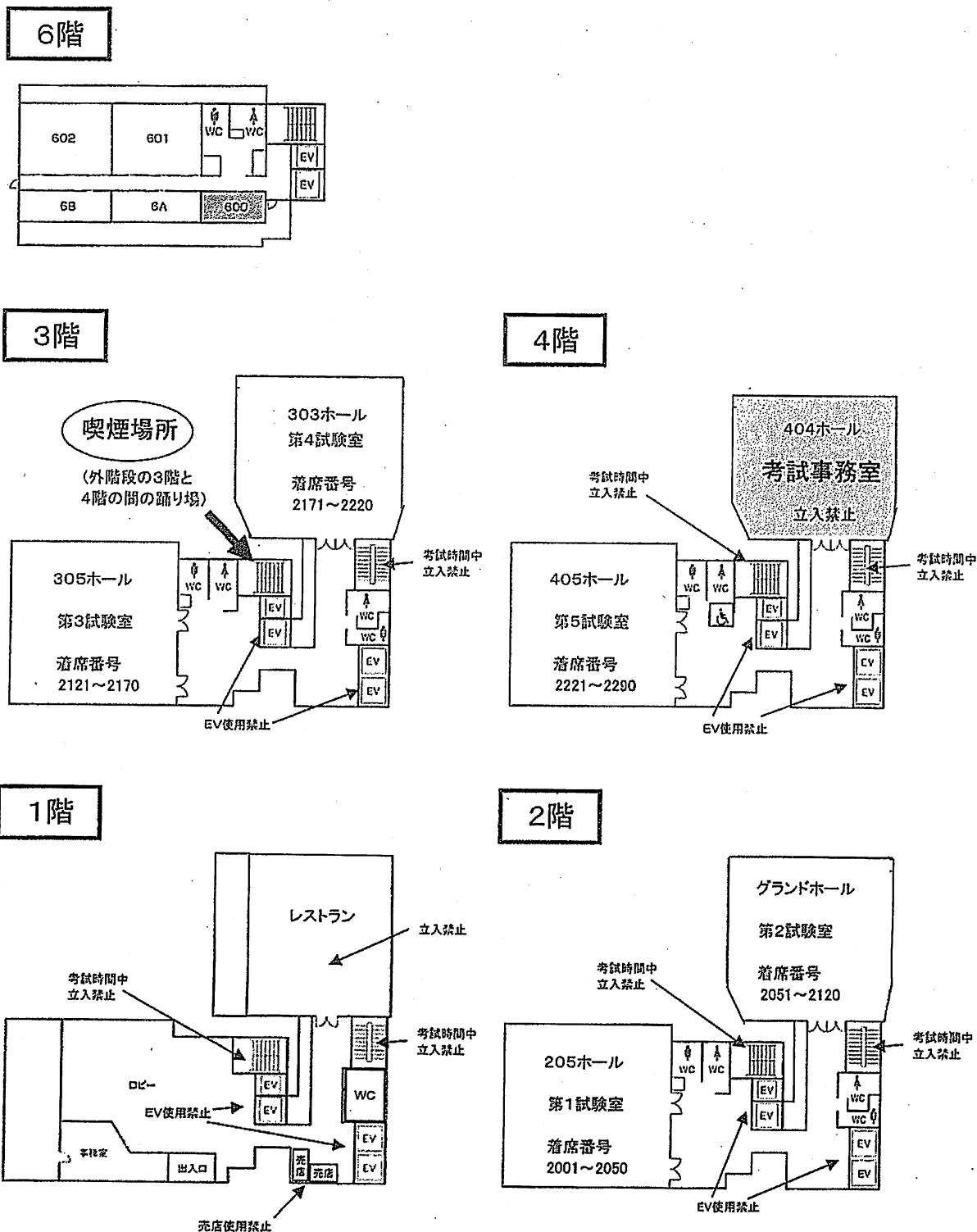


● JR 大阪駅（桜橋口）から徒歩約 12 分

● JR 環状線福島駅から徒歩約 7 分

※ 考試期間中、無料直通シャトルバス利用禁止

考試試験室配置図（新梅田研修センター）



※本図中の「考試時間中」は、「着席時刻から退出の指示があるまで」の意味

※喫煙場所(外階段の3階と4階の間の踊り場)は、喫煙を許可された者以外、考試時間中立入禁止

※試験室は、当日、会場で確認すること。